金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和五年十一月二十二日をもって第一種金融商品取引業及び投資運用業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業及び投資運用業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、次のとおりに行います。

一、当社は、当社の顧客に対し、令和四年十二月二十八日に、暗号資産トラッカーを含む各種カバードワラントについて、当社サービスを終了する旨告知し、メールによる通知を行いました。

二、当社は、令和五年一月十三日に、暗号資産トラッカーの新規注文の受注を停止しました。

三、当社の顧客には、令和五年十月二十七日正午までに、その保有する暗号資産トラッカーの売却をいただきます。

四、令和五年十月二十七日正午時点で、売却されていない暗号資産トラッカーがある場合は、当社が強制的に決済します。強制決済の代金は、令和五年十月三十一日に顧客の証券口座に反映されます。

五、当社とカバードワラントの発行者との間で締結された投資一任契約は、強制決済後、令和五年十月二十七日付で解約します。投資運用業に関し、返還を必要とする顧客財産はございません。

六、顧客から預託を受けている金銭につきましては、令和五年十一月十日までに、顧客より、出金指示を行っていただきます。当日までに出金指示をされなかった顧客につきましては、令和五年十一月十三日に、顧客が当社に登録している金融機関口座に残額を振り込んで返還します。

七、令和五年十一月十三日までに、顧客から預託を受けている財産について、登録された金融機関口座に返還ができない場合は、令和五年十一月十七日に供託手続を行い、同日をもって全ての供託手続を完了します。

八、令和五年十一月二十二日において、当社には、返還すべき顧客の財産はないことになります。

九、上記スケジュールは、令和五年十月四日現在のものであり、諸般の事情により変更されることがあります。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和五年十月四日

東京都港区南青山五丁目十一番九号レキシントン青山三階
カイカ証券株式会社
代表取締役　鈴木　伸